

福岡

福祉活動専門員の

ま な

社協活動前進のために

№ 37

1995年3月発行 福岡県専門員連絡会

まなこ編集委員会

印刷 三日二一印刷

厚生省は、地方老人保健に、新ゴールドプランの基礎方向（厚生省素案骨子）を八月一日に公表した（表）。これによれば、二〇〇〇年の目標値を、ホームヘルパー二〇万人（G.P.一〇万人）、特養三〇万床（G.P.二四万床）などとし、ゴールドプランを大幅に上まわって修正を施している。

一
はじめに

老人保健福祉計画

立命館大學

助教授
芝田英昭

しかし、この目標値達成は本当に可能なのであろうか。厚生省の政策動向を基に探つてみたい。

二、介護保険構想の狙い

厚生省は今年四月、省内に「高齢者介護対策本部」を設置し、「公的介護保険」導入について具体的な検討作業に入ったと言わわれている。また、社会保障制度審議会社会保障将来像委員会（会長隅谷三喜男）は、九月八

特集 最終回

最終回

老人保健福祉
計画へ、さらなる
アプローチを!!

おいても、「今後増大する介護サービスのニーズに対し、安定的に適切な介護サービスを供給していくためには、……中略……財源を、として保険料に依存するべき介護保険制度を導入すべきである」と提言している。

に発足する老人保健福祉審議会に公的介護保険の具体的な検討を要請する方針を固めたといわれている。同省は、両審議会に九五年度中をメドに意見書を提出させ、その意見を踏まえて早ければ九七年度より介護保険を導入したいとしている

サービスの種類	平成4年度	計画集計値	G P	新G P案
ホームヘルパー	5.7万人	16.8万人 (注1)	10万人	20万人
デイサービス	2,743か所	1.3万か所	1万か所	2万か所
ショートステイ	1.8万床	6万床	5万床	6万床
在宅介護支援センター	791か所	8千か所	1万か所	1万か所
特別養護老人ホーム	20万床	29万床	24万床	30万床
老人保健施設	7万床	25万床	28万床	28万床
ケアハウス	3,760人	8万人	10万人	10万人
高齢者生活福祉センター	101か所	400か所	400か所	400か所
老人訪問看護ステーション (注2)	208か所	(3.1千か所)		5千か所

出所、厚生省「ゴールドプラン見直し（新ゴールドプラン）の基本的方向」94年8月2日より

注 1. ホームヘルパーの計画集計値欄には障害者分を含まず。
2. 老人訪問看護ステーションは、平成4年度に創設されたものであり、
ゴールドプランには位置付けられていない。
また、計画集計値欄は「目標喝水量を定めた県についてのみの集計」。

また、計画累計値欄は、目標水準を定めた系についてのみの累計。

想によれば、(1)介護が必要な事態に高齢者が備え自身が備える、(2)勤労者世代が事業主と共に介護制度を支える、(3)国、地方自治体が責任を果たす、などの原則の下、費用は国民の支払う保険料、自己負担

ま な こ

担などで賄う計画である。

○円程度)、勤労者世代は事業主と折半で賃金の一%程度の保険料を支払い、各人が加入する医療保険から介護保険に拠出金として支出される見通しである(二)。

自己負担については、保険給付に伴う自己負担と、保険外自己負担が考えられるが、保険給付に伴う自己負担については明らかにされていないので詳細は分からぬ。保険外自己負担は、施設等入所の場合、食費や洗濯代などの基礎的な生活費として徴収するとしている。この額は、現行の老健施設の徴収金をもとに六万円程度になるとしている。

また介護保険が用意する標準的な介護サービスを提供するサービス共に、別途その費用

(一) 措置解体狙う介護保険
将来像委員会第二次報告によれば、「介護保険が、一定の質的水準を有する公営、民営の介護サービスの費用を負担することになれば、利用者にとって選択が可能になり、供給者間の競争を強め、サービスの量的拡大とともに質の向上を図ることができる」とし、さらに「介護保険が、現在措置費で運営されている福祉施設にはもちろんのこと、介護を行っている保健医療施設、在宅福祉などにおける介護費用の部分を負担するようになれば、現在生じている各施設の利用者間の連携も強められる」として「負担の不均衡が是正されるばかりか、各サービス間の連携も強められる」としている。しかし、特養等の措置体系上の施設において「保険者の管理は市町村に任せられる見込みである(三)」。

用者にとって選択が可能になり、「各施策の利用者間の負担の不均衡が是正される」のであろうか。現在、措置施設においては、入所は市町村の行政措置として行われており「選択」という概念にそぐわない。また、その費用が措置費ではなく、介護保険から支払われるのであれば、措置そのものを解体しなければ、この保険制度自体成立しないことをも意味している。第二次報告には、具体的に「措置制度を解体する」という表現は見当らないが、現に厚生省が介護保険導入の参考とするドイツにおいては、わが国の特別養護老人ホームに相当する老人介護ホームが設置されているが、入所は入居希望者と施設との間の「契約」によるもので、施設の運営費は入居者の支払う利用料によって賄われている事実を考えれば、措置制度の廃止を言下に含んでいることは予想に難くなつた。

昨秋、新世紀研究所（所長・長尾立子、元厚生省社会局長）が行ったシンポジウム「望ましい介護システムへの提言」では、シンボリストの一人、国立医療・病院管理研究所医療経済研究部長・小山秀夫氏が、「介護費用保険をつくつたならば措置制度を崩さないといけない」（四）と発表している。いわばこれが厚生省の本音であろう。

しかし、措置制度を廃止することが、介護施設を気軽に利用できる施設に変えるかは甚だ疑問である。

今現在、老人ホーム等の措置施設の建設については、その費用の二分の一が国から補助されているが、措置から外された場合、現在の医療機関の建設と同様、施設建設費については国の補助がなく、設置者が自前で全て揃えなければならなくなる。しかし、一般的に介護ニーズの高い自治体ほど、高齢化・過疎化が進んでおり財政的にも厳しい。この

よ^うな自治体が、國の補助なしで自前で老人ホームを建設することは困難である。ましてや、民間の社会福祉法人においてはなおさら困難である。

これは、以下の状況からも容易に察しられる。

厚生省は、今年七月七日付で各都道府県及び指定都市に対し「ゴールドプラン関係施設整備の内示の考え方について」と題する老人福祉計画課課長補佐脇本千治名の文書を通知した。この中で、「平成六年度施設整備予算においては、平成五年度と同様、特別養護老人ホームについて一万床の整備を計画するなど現行ゴーレッドプランに基づき所要の予算を確保したものである」が、「平成六年度新規事業枠は極めて逼迫したものとなつた」として、新規の特養については、九四年度は補助額の二〇%を交付し、八〇%は九五年度に先送りすると内示した。この結果多くの自治体では、特

養建設計画の見直しが迫られた。

新潟県では、今年度中に九カ所（四一〇床）の特養を整備する計画であったが、五カ所（二八〇床）については申請額の二割しか国庫補助がなかつたため、当初予定の九五年四月開所は不可能となつた。また群馬県では、前橋市で五〇床の特養建設を計画していたが、国庫補助の内示が、申請額の二割に止つたので、着工のメドもたたない状況である。

これは、国の財政的裏付けなしには老人ホーム建設が困難であることを証明したものであり、介護保険導入が、公的介護施設建設を抑制することをも明らかにしたといえる。

しかし、介護保険は、シルバービジネスでの介護サービスをもカバーするものであることを考えれば、この分野でのプライバティゼーションが一気に進むものと考えられる。

(二) 国保の二の舞い

将来像委員会第二次報告は、介護保険の財源について、「当面の基盤整備は一般財源に依存するにしても、将来的には、財源を主として保険料に依存する」とし、国庫負担のない社会保険を想定しているが、果たしてこのような財源システムでこの制度が成立しえるのであろうか。結局、介護サービスを担保するには、保険料を恒常にアップさせる構造をつくりあげ、結果的には、現在の国民健康保険同様、高い保険料が払えず保険証が取り上げられサービスが受けれない事態が発生する可能性が高い。

現在の年金月額水準額の受給者数を見ると、老齢厚生年金受給者三四五万四千人、老齢国民年金受給者六八七万八千人、計一千三十三万二千人の内、月額二万から三万円の低水準年金受給者四〇五万八千人、国民年金受給者の実に六割がこの層に集中している。このよ

うな状況のもとで、年金受給者に対して定率の保険料を求めるとはかなり難しい。また、施設に入所すれば約六万円もの自己負担が必要とされ、年金生活者にとっては、施設入所が困難になることも考えられる。

ところで、社会保障制度審議会委員である堀勝洋氏は、八七年に著わした自著『福祉改革の戦略的課題』において、「公的な老齢年金は本来生活費の基礎的部分を賄うもので介護費用を含んでいるわけではない」としている。また、次期国会に提出される年金改革法には、年金額のスライドを資金スライドから可処分所得（資金から税金・社会保険料を差し引いた額、いわゆる手取り賃金）スライドに変更する案が示されるが、これは正に、厚生省自らが、老齢年金には税・社会保険料相当分が含まれていないことを認めたことに相違ない。

少なくとも、この厚生省

三、自助努力強いる 介護保険

介護保障の社会保険化は、結論的には社会的支出を私的支出に代替させることであり、「介護」に対する国家責任を国が自ら放棄することに他ならない。

将来像委員会第二次報告は「社会連帯が社会保険制度の基本」だとしている。もちろん、介護保険構想も、現役世代が高齢世代を支えるという意味では、正に「社会連帯」そのものである。しかし、現役世代もいざれ

社会保険の理念を問い合わせ、介護保障のあり方を十分に論議すべきである。

[註]

(一) 「官庁速報」時事通信社、九四年八月一八日付、八、九頁。

(二) 前掲「官庁速報」時事通信社、九四年八月一八日付、八、九頁。

(三) 前掲「官庁速報」

(四) 新世紀研究所編『望ましい介護システムへの提言』法研、九四年三月、五一頁。

の理論に立てば、年金生活者から介護保険料を徴収することはできないはずである。厚生省は、この自己矛盾に対しどうこたえるのであるうか。

うな状況のことで、年金受給者に対する定率の保険料を求めるることはかなり難しい。また、施設に入所すれば「不得不なる」と描いていなければならない」として緩和・解決していくとすると、この介護保険導入が、公的介護施策を大幅に後退させることは間違いない。

活問題) を国家責任において緩和・解決していくとすると、社会保険の理念を解体するものであり、「介護保険構想」は、その先駆けとでもいうべきものである。さらには、この介護保険導入が、ベルに発生する社会問題(生活問題) を国家責任において緩和・解決していくとすると、社会保険の理念を解体することに他ならない。

の理論に立てば、年金生活者から介護保険料を徴収することはできないはずである。厚生省は、この自己矛盾に対しどうこたえるのであるうか。

うな状況のことで、年金受給者に対する定率の保険料を求めるることはかなり難しい。また、施設に入所すれば「不得不なる」として緩和・解決していくとすると、この介護保険導入が、公的介護施策を大幅に後退させることは間違いない。

活問題) を国家責任において緩和・解決していくとすると、社会保険の理念を解体するものであり、「介護保険構想」は、その先駆けとでもいうべきものである。さらには、この介護保険導入が、ベルに発生する社会問題(生活問題) を国家責任において緩和・解決していくとすると、社会保険の理念を解体することに他ならない。

地域福祉活動計画策定への取組 みと今後の課題のなかから

上陽町社会福祉協議会 中村 修

当初、この文章は、老人保健福祉計画の策定と課題についての報告を依頼されたものでしたが、策定に係わったものの社協からの提言が生かされたとはいえない状況なので、これに触れて策定に踏み切った地域福祉活動計画を中心に報告します。

1、計画策定の動機

地域福祉活動計画の策定が必要であるという思いは、数年前からあつたのですが、具体的には、町老人保健福祉計画が策定されることとなりました。今後の町の高齢者福祉施策の拡充等について曲がりなりとも（国のマニュアルに沿つた内容の独自性の少ない計画になるかもしないという意味で）町が計画を持つことになれば、これに対

応して、社協としても体系的取り組みを開く根拠としての意味を含めて計画を提示する必要があると思えたからです。さらに、高齢者の福祉や子育て支援など包括的な計画の全体像を示すことで、個々の福祉課題とその解決の糸口を明らかにできればという思いもありました。また、老人保健福祉計画をすすめる上で委託業務の在り方など社協の位置づけが、さらに行政サイドの意向に左右されるようになるのではないかという危惧もありました。

そこで、活動計画の中に、社協発展強化計画を盛り込むこととしました。例えは、上陽町には、特養など適当な施設がないので、デイサービス事業を始めるには單

独型の施設を造るほかないわけですが、その運営の委託（なぜ町が委託を考えるのかについては改めていう必要もないと思いますが）先として社協があげられることが予想されますので、人的配置や財源なども示す必要があると思われたからです。

老人保健福祉計画の策定に係わる中では、上陽町の場合マニュアルどおりの、

目標水準では、保健・福祉サービスの目標量やサービス供給体制の確保も数量的には多くなかつたにもかか

どのような計画づくりをするか検討した結果、

上陽町の場合、人口や財政規模が小さいことから、行政と公私一体型の計画づくりを目指すこととしました。

公私の役割分担といつても、行政は社協を下請けとして

みているのは明白で、老人保健福祉計画の中でも、「社

協との連携や相互補完、社協の財源の確保や人材確保などの基盤強化が不可欠の要件である」とあります。が、

具体的には「望まれる」の

づくりをすすめることで、

高齢者福祉の推進に限つていえば老人保健福祉計画と

の整合性を図るというより

も、欠落部分を補い、実施

の具体化を促し、行政責任

選び、15人の民生委員にお

2、地域福祉活動計画の目標

あるとしても実施計画に盛り込まれることはありませんでしたし、さらに、予想どおり、単独型のデイサービスセンターの設置が盛り込まれました。

3、策定の体制づくり

策定委員や作業委員の選任については、公私一体型の計画ということもあり、行政の職員がかなりの数を占めることになりました。

特に実際の計画の発案や作業をおこなう作業委員の過半数が担当課の職員や保健婦となり、行政職員の意見が多くなつたため、福祉団体との懇談で意見の聴取をおこないました。当事者やボランティアの組織化、住民活動などをとおして、策定に係わってくれるような人とともにこれまで活動してこなかつたことが悔やまれました。

そこで、活動計画の中に、高齢者福祉の推進に限つてして福祉に対する町民の意識調査を実施しました。選挙人名簿のなかから592名を

4、調査

策定の体制づくりと並行して福祉に対する町民の意識調査を実施しました。選挙人名簿のなかから592名を

願いして留置法で実施しましたが、後期高齢者で記入が自力で不可能と思える方が外したので年齢別の構成とサンプル数の比率が異なり、小学校区によつたり、留置法なので空白があり、留置法などはサンプル数が少ないところがあり分析が難しかったり、留置法などで空白を立つたりと調査の難しさを実感しました。

その他に、高齢者（要援護老人）の実態調査と障害者実態調査は、それ程度数が多くないので、保健婦と同行訪問し聞き取り調査をしました。障害者調査では、町内の障害者手帳、療育手帳をお持ちの方全員に意識調査を同様留置法で実施しました。

5、現状と課題の分析

つぎに、調査結果やデータを基盤にして、町政要覧、意識調査や高齢者実態調査集計の読み込み、社協を始め各機関・団体の事業分析等をおこないました。

地域生活の問題では、道路の整備や通勤・買物など

の不便さといった交通問題が「なんとかしてほしいこと」の上位を占めて、平地不足による社会資源の整備の立ち遅れが指摘され、地域生活への町民の要望としては、文化、教育、保健、福祉関連の切実なニーズがあるにもかかわらず、教育や医療施設の不足などに対応して相当なフラストレーションを感じている現状や、介護者の高齢化や介護援助者の不足、介護の悩み、介護者自身が股関節、腰痛などの身体の病気や心労に悩み続けながらも福祉サービスがほとんど利用されていない現状が明らかになりました。さらに、通院介助の必要性や、住宅の改造、障害が重くて思うように働けないことや就労の差別などの実情もありました。また、従来の団体活動、たとえば婦人会や青年団活動、福祉団体でさえ担い手の不足や役員の成り手がないことにによる活動の停滞が指摘されました。社協活動について

の不便さといった交通問題が「なんとかしてほしいこと」の上位を占めて、平地不足による社会資源の整備の立ち遅れが指摘され、地域生活への町民の要望としては、文化、教育、保健、福祉関連の切実なニーズがあるにもかかわらず、教育や医療施設の不足などに対応して相当なフラストレーションを感じている現状や、介護者の高齢化や介護援助者の不足、介護の悩み、介護者自身が股関節、腰痛などの身体の病気や心労に悩み続けながらも福祉サービスがほとんど利用されていない現状が明らかになりました。さらに、通院介助の必要性や、住宅の改造、障

害が重くて思うように働けないことや就労の差別などの実情もありました。また、従来の団体活動、たとえば婦人会や青年団活動、福祉団体でさえ担い手の不足や役員の成り手がないことにによる活動の停滞が指摘されました。社協活動について

は、高齢者の生きがいづくりや福祉サービスの拡充のためのさらなる共同作業所を中心とした実験的な取り組みを行なってきました。それらの視察をとおして、歴史と思想、発想を実践に中には、社協が具体的に何をどうしてくれる協議会なかわからぬとの声もあり、住民に見える社協づくりの必要性を痛感しました。

6、視察

計画の策定のなかで何度か視察を行ないました。まず、最初に、浮羽町社協を視察させていただき、計画策定に対する意義と策定の概要を研修しました。次に、岩手県の沢内村と秋田県の鷹巣町を視察しました。沢内村では、保健・福祉・医療の連携（統合）と雪の文化を通しての都市住民との交流等について、鷹巣町では、ワーキンググループといわれるボランティア活動をとおしての行政と住民の協働による福祉のまちづくりの実践と24時間派遣体制のホームヘルプ事業などを

7、基本構想・基本計画

実施計画

8、今後の課題

9、今後の課題

10、今後の課題

11、今後の課題

12、今後の課題

13、今後の課題

14、今後の課題

15、今後の課題

16、今後の課題

17、今後の課題

18、今後の課題

19、今後の課題

20、今後の課題

21、今後の課題

22、今後の課題

23、今後の課題

24、今後の課題

25、今後の課題

26、今後の課題

27、今後の課題

28、今後の課題

29、今後の課題

30、今後の課題

31、今後の課題

32、今後の課題

33、今後の課題

34、今後の課題

35、今後の課題

36、今後の課題

37、今後の課題

38、今後の課題

39、今後の課題

40、今後の課題

41、今後の課題

42、今後の課題

43、今後の課題

44、今後の課題

45、今後の課題

46、今後の課題

47、今後の課題

48、今後の課題

49、今後の課題

50、今後の課題

51、今後の課題

52、今後の課題

53、今後の課題

54、今後の課題

55、今後の課題

56、今後の課題

57、今後の課題

58、今後の課題

59、今後の課題

60、今後の課題

61、今後の課題

62、今後の課題

63、今後の課題

64、今後の課題

65、今後の課題

66、今後の課題

67、今後の課題

68、今後の課題

69、今後の課題

70、今後の課題

71、今後の課題

72、今後の課題

73、今後の課題

74、今後の課題

75、今後の課題

76、今後の課題

77、今後の課題

78、今後の課題

79、今後の課題

80、今後の課題

81、今後の課題

82、今後の課題

83、今後の課題

84、今後の課題

85、今後の課題

86、今後の課題

87、今後の課題

88、今後の課題

89、今後の課題

90、今後の課題

91、今後の課題

92、今後の課題

93、今後の課題

94、今後の課題

95、今後の課題

96、今後の課題

97、今後の課題

98、今後の課題

99、今後の課題

100、今後の課題

101、今後の課題

102、今後の課題

103、今後の課題

104、今後の課題

105、今後の課題

106、今後の課題

107、今後の課題

108、今後の課題

109、今後の課題

110、今後の課題

111、今後の課題

112、今後の課題

113、今後の課題

114、今後の課題

115、今後の課題

116、今後の課題

117、今後の課題

118、今後の課題

119、今後の課題

120、今後の課題

121、今後の課題

122、今後の課題

123、今後の課題

124、今後の課題

125、今後の課題

126、今後の課題

127、今後の課題

128、今後の課題

129、今後の課題

130、今後の課題

131、今後の課題

132、今後の課題

133、今後の課題

134、今後の課題

135、今後の課題

136、今後の課題

137、今後の課題

138、今後の課題

139、今後の課題

140、今後の課題

141、今後の課題

142、今後の課題

143、今後の課題

144、今後の課題

145、今後の課題

146、今後の課題

147、今後の課題

148、今後の課題

149、今後の課題

150、今後の課題

151、今後の課題

152、今後の課題

153、今後の課題

154、今後の課題

155、今後の課題

156、今後の課題

157、今後の課題

158、今後の課題

159、今後の課題

160、今後の課題

161、今後の課題

162、今後の課題

163、今後の課題

164、今後の課題

165、今後の課題

166、今後の課題

167、今後の課題

168、今後の課題

169、今後の課題

170、今後の課題

171、今後の課題

172、今後の課題

173、今後の課題

174、今後の課題

175、今後の課題

176、今後の課題

177、今後の課題

178、今後の課題

179、今後の課題

180、今後の課題

181、今後の課題

182、今後の課題

183、今後の課題

184、今後の課題

185、今後の課題

186、今後の課題

187、今後の課題

188、今後の課題

189、今後の課題

190、今後の課題

191、今後の課題

192、今後の課題

193、今後の課題

194、今後の課題

195、今後の課題

196、今後の課題

197、今後の課題

198、今後の課題

199、今後の課題

200、今後の課題

201、今後の課題

202、今後の課題

203、今後の課題

204、今後の課題

205、今後の課題

206、今後の課題

207、今後の課題

208、今後の課題

209、今後の課題

210、今後の課題

211、今後の課題

212、今後の課題

213、今後の課題

214、今後の課題

215、今後の課題

216、今後の課題

217、今後の課題

218、今後の課題

219、今後の課題

220、今後の課題

221、今後の課題

222、今後の課題

223、今後の課題

224、今後の課題

225、今後の課題

226、今後の課題

227、今後の課題

228、今後の課題

229、今後の課題

230、今後の課題

231、今後の課題

232、今後の課題

233、今後の課題

234、今後の課題

235、今後の課題

236、今後の課題

237、今後の課題

238、今後の課題

239、今後の課題

240、今後の課題

241、今後の課題

242、今後の課題

243、今後の課題

244、今後の課題</h

〈連載〉社協サポーターに拍手喝采

市町村社協の理事や評議員といった立場で、社協事務局を支え、日夜奮闘いただいている方々に登場願い、思いの丈を語ってもらう企画です。

第3回目は、在宅福祉サービスの拠点として、福祉センターの整備を図り、住民主体のネットワーク作りに情熱を傾ける、黒木町社協会長の田中政喜氏にインタビューしました。

A、私は昭和五十年六月行政職員としての現職時代に町民課長に任命と同時に充て職として、社協の常務理事に就任し、昭和五十三年十二月末日を以て退職しました。昭和五十五年の師走に町長の要請により、来年一月から社協事務局長に就任していただきたいということでしたが、当時は県の大規模農通開設に伴う嘱託登記事務に従事していた関係もあり、今後の事業推進に迷惑をかけることも考慮し、後任者の選定を条件として、翌年一月六日に事務局長に就任しました。

当時の、社協の職員配置の状況は、局長は活動専門員と兼務、事務職員（女子）一名・マイクロバス運転手

Q一、社協役員としての略歴をお聞かせください。（男子）一名・ホームヘルパー四名・老人福祉センター職員としてボイラ操作職員（男子）一名と受付係職員（女子）一名計九名の構成です。社協役員会の運営には、町長が会長兼務である為、開催日時を決定するのは先ず行政が優先して実施されるので、日程の調整のやり繕りが非常に困難な状況であったことを記憶しています。昭和五十八年に

黒木町社会福祉協議会会長 田中 政喜

いつでも、どこでも、だれもが安心して暮せる福祉の町づくりを目指して



町長の兼務は、極力回避するようとにとの県社協の指示もあり、民間から会長を選任すると同時に常務理事制度を廃止されました。この年に市町村社協の法制化が

全国一斉に実施され一大改革によって、社協財政面にも好結果が表れる期待していましたが、それこそ改革によって、社会福祉事業法の一部改正のみで何

Q二、役員の立場から見た現在の黒木町社協への評価はどうですか。

A、前に申し上げた職員の構成も社会福祉事業法の改

正及び福祉八法の一部改正、平成二年のゴールドプラン十ヶ年戦略等の影響も結果に終わつたようです。

活動専門員の国庫補助額は現在も年を逐て増額されているが、他の職種に対する補助基準額と比べて下まわっている現況であり、今後の改善課題でしょう。昭和五十九年五月に後任の局长も決定されたので円満退職しましたが、理事会の推挙により評議員会に諮られました。訪問入浴サービス事業の導入による職員の新規採用、事務局長を行政より派遣し行政と民間福祉のパイプ役として連絡体制が整備されたこと、勿論昭和

四月に常勤の町森林組合長就任により、迂余曲折を経て平成元年八月一日会長職に就任し現在に至っている

として、ホームヘルパー年次増員計画も樹立されると同時に永年の懸案であります。訪問入浴サービス事業の導入による職員の新規採用、事務局長を行政より派遣し行政と民間福祉のパイプ役として連絡体制が整備されたこと、勿論昭和